

第3号

## 令和3年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	220,105 人
外 来	338,801 人
(3) 1日平均患者数	
入 院	603 人
外 来	1,400 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	29,995 千円
医療器械整備事業	2,313,392 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		26,856,875 千円
第1項 医療収益		21,715,707 千円

第2項 医業外収益	5,121,069 千円
第3項 特別利益	20,099 千円

支 出

第1款 病院事業費用	27,947,327 千円
第1項 医業費用	26,986,652 千円
第2項 医業外費用	947,702 千円
第3項 特別損失	12,973 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額719,469千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,123,672 千円
第1項 企業債	2,124,000 千円
第2項 出資金	498 千円
第3項 他会計からの長期借入金	57,867 千円
第4項 固定資産売却代金	41,173 千円
第5項 補助金	155,564 千円
第6項 負担金	744,570 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,843,141 千円
第1項 建設改良費	2,348,014 千円
第2項 企業債償還金	1,402,025 千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	93,102 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 4 年 度	千円 15,872
中央病院保育所運営業務 委 託 事 業	令 和 4 年 度 から 令 和 6 年 度 ま で	123,000
白鳥病院給食業務委託事業	令 和 4 年 度 から 令 和 6 年 度 ま で	233,310

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
香川県立病院事業 医 療 施 設 整 備 事 業 費	千円 29,000	普通貸借又は証券発行  財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。
香川県立病院事業 医 療 器 械 整 備 事 業 費	2,095,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内とし、その他は、融資機関の融資条件による。ただし、県財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,351,745 千円

(2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助 8,038 千円

県立病院運営費補助 34,414 千円

救命救急センター運営費補助 135,280 千円

がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 12,000 千円

搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助 3,551 千円

香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助 4,910 千円

新人看護職員研修事業補助 1,868 千円

香川県感染症指定医療機関運営事業費補助 12,588 千円

産科医等確保支援事業費補助 1,550 千円

救急患者退院コーディネーター事業費補助 6,482 千円

指導医養成支援事業補助 127 千円

香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助 744,499 千円

へき地医療拠点病院設備整備費補助 128,126 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 及 び 備 品	注射薬自動払出システム	1 式
	同 上	電子カルテ・医事システム等	1 式
	同 上	画像・映像関連システム及び診療文書システム等	1 式
	同 上	部門仮想システム	1 式
	同 上	クライアントPC等	1 式
	同 上	全身用コンピューター断層撮影装置	1 式